

## 指定被害者支援要員制度の実施について（通達）

最終改正 令和5.7.13 例規刑企第21号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

この度、事件発生直後における犯罪被害者及び遺族（以下「被害者等」という。）に対する支援措置をより組織的、効果的に行うため、みだしの制度（以下「指定制度」という。）を下記のように定め、平成12年4月1日から実施することとしたから、実効の挙がるように努められたい。

### 記

#### 1 指定制度の対象とする被害者等

指定制度の対象とする被害者等は、次に掲げるとおりとする。ただし、死傷者多数事案等発生時の被害者支援要領の制定について（平成14.8.28：例規務・総・生企・地域・刑企・交企・公安第23号）の例規通達に定める対象事案が発生した場合及び当該被害者等が支援措置を拒否するなどした場合は、この限りでない。

- (1) 被害者連絡実施等要領の制定について（平成8.10.1：8京刑企第693号、8京総第362号、8京務第1274号、8京生企第1188号、8京少第393号、8京地域第845号、8京交企第549号、8京交指第793号、8京公安第267号）の例規通達（以下「連絡例規」という。）に定める被害者連絡を必要とする被害者等
- (2) 前記1の(1)に該当するもののほか、警察署長（以下「署長」という。）が特に必要と認める事件の被害者等

#### 2 体制の確立等

- (1) 警察署に指定被害者支援要員制度統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、副署長をもって充てる。
- (2) 統括責任者は、指定制度に係る事務を統括する。
- (3) 警察署に指定被害者支援要員制度実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置き、警務課長（課長を置かない警察署にあつては犯罪被害者支援係長とする。）をもって充てる。
- (4) 実施責任者は、統括責任者の指揮の下、次に掲げる事務に当たる。ただし、署長が必要と認める場合は、事件の主管課長（課長を置かない警察署にあつては、事件の主管係長とする。以下「事件主管課長等」という。）に事務を行わせることができる。この場合において、事件主管課長等は、実施責任者と相互に連携を図るものとする。

ア 指定制度の運用

イ 後記3の支援要員に対する指導及び教養

ウ その他署長の指示する被害者支援

#### 3 被害者支援要員

- (1) 署長は、支援措置を適切に実施するため、次に掲げる基準に従い、事件現場等で被害者等に対して支援措置を行う警察官（以下「支援要員」という。）を指定するものとする。この場合において、支援要員の人事異動等に伴う指定替えを適切に行うものとする。
  - ア 支援要員の指定は、警部補以下の警察官のうちから適任者を指定し、支援要員の総数は、署員数のおおむね10パーセントとすること。ただし、特別な事由がある場合は、この限

りでない。

イ 女性警察官が配置されている警察署にあっては、その中から適任者1人以上を指定すること。

ウ 各当直班（当直勤務について（昭和53. 11. 15：3京務第 984号）の例規通達3の（1）のアに規定する班をいう。以下同じ。）に支援要員が1人以上編成されるように指定すること。

## (2) 支援要員の任務

支援要員は、被害者支援に従事することを命じられた場合には、直ちに事件現場等へ臨場するなどして、実施責任者又は現場捜査幹部の指揮を受け、次に掲げる措置をとることを任務とする。この場合において、被害者等が少年であるときには、必要により、保護者等と連携の上で対応するものとする。

ア 事件発生後における早期の被害者等との接触及び援助の申出並びに医師の早期診察が必要と認められる場合に行う病院の手配及び付添い

イ 捜査の流れ、捜査書類の作成・検証の必要性、カウンセリング制度及び犯罪被害給付制度の説明並びに「被害者の手引」の交付・説明

ウ 実況見分、被害状況の聴取、供述調書の作成、面通し、モニタージュの作成、証拠資料の押収、還付等捜査活動時の付添い

エ 報道機関等の取材からの保護措置

オ 被害者等の心配ごと及び要望に対する対応

カ 犯罪被害者等早期援助団体その他被害者支援に係る関係機関・団体の紹介

キ 連絡例規に定める被害者連絡担当者への連絡

ク その他署長の指示する事項

## (3) 支援要員の配慮事項

支援要員は、前記3の（2）に掲げる措置をとるに当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。

ア 服装は、原則として私服とすること。

イ 被害者等の送迎又は事情聴取に使用する車両は、警ら用無線自動車等一見して警察車両とわかるものを避けるほか、プライバシーの保護に配慮すること。

ウ 事情聴取は、可能な限り事情聴取室又は相談室で行うこととし、公かい、受付フロア等一般の人目に触れる場所の利用は避けること。

エ その他言動には十分配慮すること。

## 4 担当支援要員の指名

(1) 統括責任者は、指定制度の対象とする事件（以下「対象事件」という。）の発生を認知した場合には、実施責任者及び事件主管課長等の意見を聴取した上、支援措置を講じるべき被害者等ごとに、支援要員のうちから担当者を指名するものとする。この場合において、統括責任者は、当該対象事件を担当する捜査員を、担当支援要員として運用することのないように配慮すること。

(2) 対象事件の発生の認知が、当直に関する訓令（昭和46年京都府警察本部訓令第10号）第9条に規定する当直の時間内である場合には、当直長が、当直班に編成されている支援要員のうちから担当者を指名するものとする。

## 5 支援要員が対応すべき期間

- (1) 支援要員が前記3の(2)の任務に当たる期間は、原則として、対象事件発生の認知後おおむね3日間とする。ただし、被害者等について長期的な支援措置が必要と認められる場合は、署長が指示したときまでとする。
- (2) 統括責任者は、被害者等が支援要員の支援措置を拒否したり、被害者支援を他の相談機関に引き継ぐなどの事情により支援要員による支援措置を打ち切ることが適当であると認めた場合は、署長の承認を得て支援措置を打ち切るものとする。この場合において、その後、新たに対応すべき事情が生じたときは、署長に報告して支援措置を再開するものとする。

## 6 実施上の配慮事項

- (1) 署長は、警察本部の関係所属長と緊密な連携を図るものとする。
- (2) 署長は、署員に対し指定制度の趣旨、実施要領等に関する指導教養を徹底するとともに、指定制度の推進状況を常に把握し的確な指揮監督に努めるものとする。
- (3) 統括責任者、実施責任者及び事件主管課長等は、支援要員の任務の円滑な遂行及び各部門間との緊密な調整を行うなど、特に支援要員の業務負担が過重にならないよう配慮するものとする。
- (4) 支援要員は、関係幹部の指揮を受け、任務を積極的かつ的確に推進するとともに、その推進状況等について、指定被害者支援要員の任務等チェック表（別記様式第1号。以下「チェック表」という。）及び継続支援実施記録（別記様式第2号）により、署長に報告（実施責任者経由）するものとする。
- (5) 実施責任者は、連絡例規に定める被害者連絡責任者と連携を密にし、前記1の(1)に規定する被害者等に対して指定制度を運用した場合は、被害者連絡責任者にその旨を連絡するとともに、支援要員が作成したチェック表及び継続支援実施記録の写しを送付するものとする。
- (6) 署員は、指定制度の重要性を認識して、積極的かつ的確な被害者支援に努めるものとする。

## 7 警察本部の所属における指定制度の運用等

- (1) 警察本部の所属における指定制度の運用は、次に掲げるとおりとする。
  - ア 警察本部の事件を主管する所属の長（以下「事件主管所属長」という。）は、指定制度の運用を必要と認める事件等の発生を認知した場合は、当該所属の次席又は副隊長を統括責任者として、前記2の(3)に規定する実施責任者及び前記3の(1)に規定する支援要員を指定し、指定制度を運用することができるものとする。
  - イ 前記6の(4)の規定は、警察本部の事件を主管する所属における支援要員の任務の推進等について準用する。この場合において、前記6の(4)中「署長」とあるのは「事件主管所属長」と読み替えるものとする。
- (2) 指導教養の徹底  
前記6の(2)の規定は、警察本部の事件を主管する所属における指導教養の徹底等について準用する。この場合において、前記6の(2)中「署長」とあるのは「事件主管所属長」と、「署員」とあるのは「所属職員」と読み替えるものとする。

## 8 報告

- (1) 署長及び高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）は、別に定めるところによ

り、指定制度の運用状況を警察本部長に報告（警務部警務課長経由。以下同じ。）するものとする。

- (2) 前記7の(1)のイにおいて準用する前記6の(4)に規定する報告を受けた事件主管所属長（高速隊長を除く。）は、その都度指定被害者支援要員制度運用状況報告（別記様式第3号）により、指定制度の運用状況を警察本部長に報告するものとする。





年 月 末日 廃棄

京 都 府 警 察 本 部 長 殿  
 ( 警 務 部 警 務 課 長 )

第 号  
 年 月 日 長

指定被害者支援要員制度運用状況報告 ( 月分)

種別	罪 種 等	運用件数 (件)			
		新規	継続	合計	
指 定 犯 罪 種 別	1 不同意わいせつ罪 (未遂罪を含む。)	( )	( )	( )	
	2 不同意性交等罪 (未遂罪を含む。)	( )	( )	( )	
	3 監護者わいせつ罪 (未遂罪を含む。)	( )	( )	( )	
	4 監護者性交等罪 (未遂罪を含む。)	( )	( )	( )	
	5 不同意わいせつ致死傷罪及び監護者わいせつ致死傷罪 (未遂罪を含む。)	( )	( )	( )	
	6 不同意性交等致死傷罪及び監護者性交等致死傷罪 (未遂罪を含む。)	( )	( )	( )	
	7 殺人罪 (未遂罪を含む。)	( )	( )	( )	
	8 傷害罪 (全治1箇月以上)	( )	( )	( )	
	9 傷害致死罪	( )	( )	( )	
	10 逮捕及び監禁罪	( )	( )	( )	
	11 逮捕等致死傷罪	( )	( )	( )	
	12 未成年者略取及び誘拐罪 (未遂罪を含む。)	( )	( )	( )	
	13 営利目的等略取及び誘拐罪 (未遂罪を含む。)	( )	( )	( )	
	14 身の代金目的略取及び誘拐罪 (未遂罪を含む。)	( )	( )	( )	
	15 所在国外移送目的略取及び誘拐罪 (未遂罪を含む。)	( )	( )	( )	
	16 人身売買罪 (未遂罪を含む。)	( )	( )	( )	
	17 強盗致死傷罪 (未遂罪を含む。)	( )	( )	( )	
	18 強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪 (未遂罪を含む。)	( )	( )	( )	
	19 上記1～20以外の致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死又は全治1箇月以上の致傷の結果が生じたもの (交通事故事件除く。) [罪名]	( )	( )	( )	
	重大交通事故事件	20 死亡ひき逃げ事件	( )	( )	( )
		21 ひき逃げ事件 (上記22を除く。)	( )	( )	( )
		22 交通死亡事故又は全治3箇月以上の傷害を負った交通事故 (上記22、23を除く。)	( )	( )	( )
		23 危険運転致死傷罪	( )	( )	( )
小 計		( )	( )	( )	
署長等指定		( )	( )	( )	
		( )	( )	( )	
		( )	( )	( )	
		( )	( )	( )	
小 計		( )	( )	( )	
合 計		( )	( )	( )	

注 カッコ内は、女性の指定被害者支援要員による運用件数 (内数) である。